

広島県山県郡北広島町における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成３０年１２月３日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成１４年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- １ 日 時 平成３０年１２月１２日（水）２時限目 ９：４５～１０：３５
- ２ 場 所 北広島町立豊平中学校
広島県山県郡北広島町都志見１０９１４
- ３ 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所職員
- ４ 対象者 北広島町立豊平中学校 第３学年生徒
- ５ 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の仕組み、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合は、平成３０年１２月１０日（月）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課
	電話 ０８２－２２８－１５０１（代表）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html